

クライアント特別無料ご招待

1社2名様まで

2018年

11月29日(木)

13:45~16:45 (受付 13:15~)

働き方改革関連法の概要と実務対応

プログラム

◆働き方改革関連法の解説

- 時間外労働の上限規制
- 年次有給休暇の年5日取得義務化
- 中小企業における月60時間超時間外労働に対する割増賃金
- その他
(高度プロフェッショナル制度の創設・フレックスタイム制の見直しなど)

みらいコンサルティンググループ
社会保険労務士

松山 陽

◆最高裁判決を踏まえた同一労働同一賃金実務対応

- ハマキヨウレックス事件、長澤運輸事件最高裁判決の概要
- 今後の実務への影響、想定される紛争、問題事例
- 同一労働同一賃金ガイドライン案に対応した就業規則例

杜若経営法律事務所
弁護士

向井 蘭 様

参加費

1名 5,000円 (税込)

※クライアント企業様は1社2名まで無料
※事前申込み制 (当日会場にて支払い)

会場

TKPガーデンシティPREMIUM京橋

東京都中央区京橋2丁目2-1
京橋エドグラン22階 ホール22C



みらいコンサルティンググループ

働き方改革関連法の概要と実務対応

講師紹介

みらいコンサルティンググループ

社会保険労務士 松山 陽

事業会社の人事部門を経て、2014年にみらいコンサルティングに入社。人事労務コンサルティング業務を中心に、労務コンプライアンス調査の実施、就業規則整備支援、労務顧問相談対応、株式上場のための労務管理体制整備支援を数多く手がける。労政時報他、労務関連書籍等の執筆多数。



杜若経営法律事務所

弁護士 向井 蘭様

2003年弁護士登録。同年、狩野法律事務所（現杜若経営法律事務所）に入所。労働法務を専門とし、使用者側の労働事件を主に取り扱う。過労死訴訟、解雇訴訟等、労働組合対応が必要とされる労働事件に数多く関与。企業担当者向けの労働問題に関するセミナー講師や労働関連誌への執筆も多数。



開催事項 / 会場について

日時

2018年11月29日(木) 13:45~16:45 (受付13:15~)

クライアント 1社2名様まで 特別無料ご招待

参加費

1名 5,000円 (税込)

※事前申込み制 (当日会場にて支払い)

会場

TKPガーデンシティPREMIUM京橋

東京都中央区京橋2丁目2-1 京橋エドグラン22階 ホール22C

詳しいMAPは
こちら



◆FAXでお申込み



03-5255-9811

下記申込書に必要事項をご記入の上、
お申し込みください。

◆WEBからお申込み

お申し込み専用 URL
<https://bit.ly/2QKCsP9>



スマホはこちらから

◆お問い合わせははこちら



03-6281-9840

(平日9:30~17:00 担当:中村)

[FAX送信用] 参加申込書 お申込み締切:2018/11/27(火)

ふりがな			TEL	FAX	
会社名					
住所	〒			業種	
	氏名	部署名/役職	メールアドレス		
参加者					
参加者					
申込担当者					
セミナー紹介企業	※セミナーの紹介企業にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> みらいコンサルティンググループ <input type="checkbox"/> 杜若経営法律事務所 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明				

※本セミナーは、みらいコンサルティンググループの主催で開催します。参加申込書及び、申込みフォームにご記入いただいた個人情報は、参加者名簿の作成に利用させていただきます。また、ご記入いただいたご連絡先へみらいコンサルティンググループから事務連絡の他、各種アンケート、サービスのご案内をさせていただく場合があります。また、それ以降はみらいコンサルティンググループの責任において管理されます。同意いただけた方のみ、お申込みをお受けいたします。

【みらいコンサルティンググループ】個人情報保護方針 <http://www.miraic.jp/privacy/>